

## 県建設工事入札参加者の皆様へ

### 県発注の公共工事に係る不適切な慣行等への対応について

平素は、本県県土整備行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、県発注の橋梁工事において、受注した特定建設工事共同企業体が内水面漁業協同組合等に対して、工事の施工に際し金銭の提供を行ったことが判明しました。

県では、内水面漁業協同組合からの事前の金品の要求に応じる必要がないこと及び内水面漁業協同組合に工事施工を前提とした金品の提供は行わないよう周知を図っており、各工事の契約ごとに、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して、工事の施工を前提とした金品の提供を行ってはならない旨を条件明示書に記載し、平成28年9月より土木請負工事必携の土木工事共通仕様書に「河川に関わる公共工事の適正な執行」の項を追加するとともに、同年10月以降に入札公告を行う工事から同項の不履行を工事成績評定における減点（－8点）対象としたところです。

つきましては、適切な対応をとるよう、あらためて周知いたします。

また、特定建設工事共同企業体の構成員においても同様の対応を行うよう周知願います。

あらゆる不当要求行為等に対しては、毅然と対応するとともに、万一、不当要求行為等を受けた場合は、発注機関等へ報告いただくようお願いいたします。